政　令

生活保護法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十一号

生活保護法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和二年法律第四十一号）の一部の施行に伴い、並びに生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十七条の二及び第七十八条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

（生活保護法施行令の一部改正）

第一条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同条第五項」を「法第十九条第五項」に改める。

第三条の表以外の部分中「被保護者」の下に「（同条に規定する教育扶助のための保護金品については、その親権者又は未成年後見人を含む。）」を加え、同条の表法第三十一条第三項の規定により交付する保護金品により支払うべき費用であつて、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号に規定する生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業による貸付金の償還に係るものの項の次に次のように加える。

法第三十二条第二項に規定する教育扶助のための保護金品により支払うべき費用であつて、被保護者の通学する学校を設置する者が徴収するもの	当該被保護者の通学する学校を設置する者

第四条の二、第四条の三及び第六条中「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改める。

第六条の二中「第五十四条の二第五項」を「第五十四条の二第六項」に改める。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とする。

第十条の二第一項中「（昭和二十二年政令第十六号）」を削り、同条を第十二条とする。

第十条の次に次の一条を加える。

（返還額等の収納の委託）

第十一条　都道府県又は市町村（以下この条において「都道府県等」という。）は、法第七十八条の三第一項の規定により返還額（同項に規定する返還額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）又は徴収額（同条第一項に規定する徴収額をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）の収納の事務を私人に委託したときは、その旨を告示し、かつ、返還額を返還すべき者又は徴収額の徴収を受ける者の見やすい方法により公表しなければならない。

2　法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務の委託を受けた者は、都道府県等の規則の定めるところにより、その収納した返還額又は徴収額を、その内容を示す計算書を添えて、当該都道府県等又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条に規定する当該都道府県等の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

3　法第七十八条の三第一項の規定により返還額又は徴収額の収納の事務を私人に委託した場合において、必要があると認めるときは、都道府県等は、当該委託に係る返還額又は徴収額の収納の事務について検査することができる。

4　前三項の規定は、都道府県等が法第七十八条の三第二項又は第三項の規定によりこれらの規定に規定する返還額の収納の事務を私人に委託する場合について、それぞれ準用する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十九第二項中「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改める。

附　則

この政令は、令和二年十月一日から施行する。

総務大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年九月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百七十二号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成三十一年四月一日」を「令和二年四月一日」に改める。

別表中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、第三十九号を第三十八号とし、第四十号を第三十九号とし、第四十一号を削り、第四十二号を第四十号とし、第四十三号を第四十一号とし、第四十四号を第四十二号とし、第四十四号の二を第四十三号とし、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号を第四十五号とし、第四十七号を第四十六号とし、第四十七号の二を第四十七号とし、第六十四号を削り、第六十五号を第六十四号とし、第六十六号から第七十一号までを一号ずつ繰り上げ、第七十一号の二を第七十一号とし、第七十一号の三を第七十一号の二とし、第七十一号の四を第七十一号の三とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正）

3　石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和五十一年政令第百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三第七地区の項中「及び第三十五号から第三十七号まで」を「、第三十五号及び第三十六号」に改め、同表第八地区の項中「別表第三十九号、第四十一号及び第四十六号から第四十七号の二まで」を「別表第三十八号及び第四十五号から第四十七号まで」に改め、同表第九地区の項中「別表第四十四号の二」を「別表第四十三号」に改め、同表第十地区の項中「、第六十四号及び第七十一号」を「及び第七十号」に改める。

総務大臣　高市　早苗
経済産業大臣　梶山　弘志
内閣総理大臣　安倍　晋三